

ジオ・フェスティバル実行委員会規約

第一章 総則

- 第1条 本会は、ジオ・フェスティバル実行委員会と称する。
- 第2条 本会は事務局を、北海道立教育研究所附属理科教育センター（江別市文京台東町4番地）に置く
- 第3条 ジオ・フェスティバルを札幌以外で開催するときは、開催地区に支部を設けることができる。

第二章 目的

- 第3条 本会は、ジオ・フェスティバル、及びこれに付帯する事業について、これを円滑に運営することを目的とする。

第三章 事業

- 第4条 本会は、前号の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) ジオ・フェスティバルの開催
 - (2) 研究・開発等(1)に付帯する事業

第四章 役員

- 第5条 本会は、次の役員をおく。
- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3) 監事 1名

第五章 役員の職務・任期及び会議

- 第6条 役員の職務
- (1) 委員長は本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
 - (3) 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を会議に報告する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第8条 会議は委員長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選任に関する事
- (2) 事業計画及び予算に関する事
- (3) 事業報告及び決算に関する事
- (4) 規約その他重要事項に関する事

第六章 会計

第9条 本会の経費は、補助金、協賛金、及び負担金等その他をもって、これを賄う。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第七章 補則

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める事ができる。

付則

1 この規約は、平成17年6月24日より施行する。

2 平成22年7月31日一部改正

平成23年度組織

委員長

木村 方一（北海道教育大学名誉教授）

副委員長

古沢 仁（札幌市博物館活動センター）

宮嶋 衛次（北海道弟子屈高等学校）

事務局長

木下 温（北海道立教育研究所附属理科教育センター）

監事

新川威一郎（札幌市立篠路小学校）

ジオ・フェスティバル実行委員会釧路支部規約

第一章 総則

- 第1条 本会は、ジオ・フェスティバル実行委員会釧路支部と称する。
第2条 本会は、ジオ・フェスティバル実行委員会の支部組織とする。

第二章 目的

- 第3条 本会は、ジオ・フェスティバル in Kushiro、及びこれに付帯する事業について、これを円滑に運営することを目的とする。

第三章 事業

- 第4条 本会は、前号の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) ジオ・フェスティバル in kushiro の開催
(2) 研究・開発等(1)に付帯する事業

第四章 役員

- 第5条 本会は、次の役員をおく。
(1) 大会委員長 1名
(2) 事務局員 3名
(3) 実行委員 数名

第五章 役員の職務・任期及び会議

- 第6条 役員の職務
(1) 大会委員長は本会を代表し、大会会務を総理する。
(2) 事務局員は大会委員長を補佐し、大会会務を行う。
(3) 監事は、大会の業務及び会計を監査し、その結果を会議に報告する。
第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
第8条 会議は大会委員長が招集し、次の事項を審議する。
(1) 役員の選任に関する事
(2) 事業計画及び予算に関する事
(3) 事業報告及び決算に関する事
(4) 規約その他重要事項に関する事

第六章 会計

- 第9条 本会の経費は、補助金、協賛金、及び負担金等その他をもって、これを賄う。
第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第七章 補則

- 第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、大会委員長が別に定める事ができる。

付則

- 1 この規約は、平成23年6月24日より施行する。

平成24年度組織

大会委員長	境 智洋	北海道教育大学釧路校
事務局	宮嶋 衛次 石川 孝織	北海道弟子屈高等学校 釧路市立博物館
実行委員	小久保慶一 菊池 亮 桧物 聖 佐久間勝教 伊庭 靖弘 濱本紗由美 () () ()	北海道釧路工業高等学校 釧路市こども遊学館 釧路市こども遊学館 釧路市立大楽毛小学校 北海道大学 北海道教育大学学生 " " "